

※この法令は廃止されています。

平成二十四年財務省令第十六号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第三十七条の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令を次のように定める。

(目的)

第一条 この省令は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令(平成二十四年財務省令第十五号。以下「株式会社国際協力銀行会計省令」という。)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法(以下「法」という。)、駐留軍再編特別措置法、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成十九年政令第二百六十八号)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百二十一号)において使用する用語の例による。

(株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の適用)

第三条 駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する業務に係る会計に関する事項その他の事項については、株式会社国際協力銀行会計省令の規定(第一条、第二条の二及び第十条の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる株式会社国際協力銀行会計省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条 法及び株式会社国際協力銀行法、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成十九年政令第二百六十八号)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百二十一号)

年政令第二百二十一号)

第二条 法第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定

第四号 法第二十六条の二の規定

第二条 法第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定

第七号 次条

第六条別表第四 第二条次条

第二条 法第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定

第四条 株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例

第四条 株式会社国際協力銀行法第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設ける勘定は、株式会社国際協力銀行会計省令第二条の二の規定にかかるわらず、次に掲げる勘定とする。

一 法第二十六条の二第一号に掲げる業務に係る勘定
二 法第二十六条の二第二号に掲げる業務に係る勘定

一般業務勘定
特別業務勘定

三 駐留軍再編促進金融業務に係る勘定 駐留軍再編促進金融勘定

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年九月三〇日財務省令第六七号) 抄

(施行期日) この省令は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十一号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十八年十月一日)から施行する。

附則 (平成二九年三月三一日財務省令第三三三号) この省令は、公布の日から施行する。

別表 (第三条の表第六条の二の項関係)

第一号 第一期勘定別情報

(1) 連結貸借対照表

期末(年月日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	一般業務勘定	特別業務勘定	駐留軍再編促進金融勘定	調整額	合計
(資産の部)					
現金預け金					
コールローン					
買現先勘定					
買入金銭債権					
金銭の信託					
有価証券					
貸出金					
その他資産					
有形固定資産					
無形固定資産					
繰延税金資産					
支払承諾見返					
貸倒引当金					
投資損失引当金	△	△			
資産の部合計	△	△			
(負債の部)					
コールマネー					
借用金					
売現先勘定					
社債					
その他負債					
賞与引当金					
役員賞与引当金					
退職給付に係る負債					
役員退職慰労引当金					
特別法上の引当金					

法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするため
に必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又この様式に掲げる科目以外の科目を設
け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。